

令和 7 年度 角田市奨学生のおしおり

角田市では、修学の意味があるにもかかわらず、経済的事由により修学が困難な方に対し、修学上必要な学資金を貸し付けることにより、有能な人材を育成することを目的として奨学金貸付事業を行っています。

角 田 市

《目 次》

【奨学金貸付申請書を記入する前に】	1
Ⅰ．奨学金の貸付けを受けるための条件	
Ⅱ．奨学生の種類、貸与金額、貸与期間	
Ⅲ．申請の手続き	
Ⅳ．奨学生の選考	
Ⅴ．採否決定の時期と通知の方法	
Ⅵ．奨学生の義務	
Ⅶ．奨学金の返還	
Ⅷ．採用された場合の必要事項	
【奨学金貸付申請書の記入にあたって】	3
Ⅰ．出願の理由	
Ⅱ．家族の状況	
Ⅲ．学費	
Ⅳ．備考	
【奨学金貸付申請書の添付書類】	4
【所得額基準表】	5

《 出 願 期 間 》

「奨学金貸付申請書」の提出期間は、次のとおりです。

令和7年4月1日(火)

～4月11日(金)

奨学金貸付申請書を記入する前に

I. 奨学金の貸付けを受けるための条件

1. 市内に3年以上住所を有する方が扶養している学生及び生徒であること。
2. 経済的事由により就学が困難であり、かつ、世帯の前年の所得の合計額が基準額（P5に記載）以下であること。
3. 学業成績が優秀で、かつ、修学の意欲があり、品行方正であること。
4. 学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、大学（短期大学及び大学院を含む。）、高等専門学校又は専修学校に在学している学生及び生徒であること。

※専門学校は、学校教育法の規定により学校として定められている専門学校のみに対象となります。詳しくは進学を予定する専門学校へ問い合わせください。

II. 奨学生の種類、貸与金額、貸与期間

奨学生の種類	貸与金額（月額）	貸与期間
高等学校奨学生	15,000円	在学する学校の修業年限の終期まで
大学奨学生	35,000円	〃
うち医学部又は歯学部に在学する奨学生	50,000円	〃

なお、高等専門学校に在学する者は1年から3年まで高等学校奨学生、4年から5年まで大学奨学生に準じます。

III. 申請の手続き

1. 奨学生になることを志望する方は、奨学金貸付申請書に必要な事項を記入し、P4記載の添付書類を添え角田市教育委員会教育総務課（以下「教育総務課」という。）に提出してください。奨学金貸付申請書は、教育総務課内に用意しています。
2. 出願は毎年4月上旬、原則年1回になりますので必ず出願期間内に提出してください。（令和7年4月1日（火）～令和7年4月11日（金））

Ⅳ. 奨学生の選考

提出された奨学金貸付申請書、証明資料、学業成績表等を基に、市の選考委員会において奨学生を決定します。

なお、予算の関係により採用人員に限度があるため、条件を満たしていても不採用となる場合がありますので、予めご承知置きください。

その場合、翌年の募集期間に再度出願することができます。

Ⅴ. 採否決定の時期と通知の方法

採否決定は、書面をもって5月末までに申請者全員に通知します。

Ⅵ. 奨学生の義務

奨学生は、毎年4月に在学学校長の証明する在学証明書を提出しなければなりません。

また、休学、退学その他重要な事項に変更があったときは、直ちに教育総務課へ届け出なければなりません。

なお、学業成績又は性行が不良となったとき等は、奨学金の貸与を取り止めることがあります。

Ⅶ. 奨学金の返還

1. 奨学金は貸与期間の終了後に必ず返還していただきます。
2. 奨学金の返還方法は、貸与を終了して1年を経た後、10年以内に割賦等の方法で返還していただくことになります。
3. 貸与金に対する利息はかかりません。

Ⅷ. 採用された場合の必要事項

1. 奨学生として採用された際は、原則として角田市在住の連帯保証人が2名必要となります（状況においては市外の方でも可）。そのうち1名は保護者、もう1名は、同一家族でない、独立で生計を営んでいて、印鑑登録をしている方です。後日、連帯保証人となる方にも印鑑証明書、納税証明書等をご提出いただきます。
2. 奨学生として採用された際は、誓約書及び借用証書を連帯保証人と連署の上、速やかに提出していただきます。期限まで提出がない場合は奨学生の決定を取り消されることがあります。
3. 毎月の奨学金を振り込むため、奨学生本人名義の預金通帳が必要になります。

奨学金貸付申請書の記入にあたって

奨学金貸付申請書は、選考上の重要な資料であるため、家庭や家計の実情が良く分かるように詳しく記入してください。その結果で不利になるようなことはありません。

事実と異なったことを書いたとき、又は指示されたことを書いていないときは、選考から除外されることがあります。

I. 出願の理由

出願の理由は、家計に重大な影響を与えているものについて具体的に記入してください。

II. 家族の状況

家族の状況は、明確に、同一世帯の方及び別居しているご兄弟も含めて記入してください。

1. 年齢は、満年齢を記入してください。
2. 職業は、勤務先を記入してください。学生の方は、学校名・学年を記入してください。
3. 所得は、前年の年間総所得を記入し、所得のわかる書類（源泉徴収票、確定申告書の写し等）を添付してください。
4. 病気の方は、病名、入院、自宅療養の別等を備考欄に記入してください。

III. 学費

1. 授業料は、年額授業料のみを記入してください。
2. 通学費、寮費又は下宿料（アパート代）は月額を記入して、下宿料は食費と部屋代を区分して記入してください。
3. 授業料以外の納付金内訳は、教材費、実習費、PTA会費等を記入してください。

IV. 備考

1. 他の奨学金の貸与を受けている方、又は受ける予定の方は、奨学会名と借入金額（月額）を記入してください。
2. 生活扶助（国が行っている生活保護法による生活扶助）を受けている方は、備考欄に記入してください。

奨学金貸付申請書の添付書類

奨学金貸付申請書を提出する際に必要な添付書類は、次のとおりです。

I. 合格通知書又は在学証明書

4月から進学する場合は合格通知書の写しを、既に在学中の方は学校長が発行する在学証明書を添付してください。

II. 最終学校の学業成績証明書（学校長が発行したもの）

4月から進学する場合は前に通っていた学校の学業成績証明書を、既に在学中の方は現在の学校の学業成績証明書を添付してください。

III. 世帯全員の前年の所得がわかる書類

1. 令和6年分の所得が給与所得以外にもある場合は、確定申告書の写し等所得がわかる書類を添付してください。
2. 令和6年分の所得が給与所得だけの場合は、支払者が発行する「給与所得の源泉徴収票」の写しを添付してください。
3. 生活扶助を受けている方は、「生活保護法適用証明書」を社会福祉事務所長より受けて添付してください。

IV. 世帯全員の納税証明書

納税証明書（世帯全員の未納がないことを証明する書類で可）を添付してください。

※学生等で所得がないことが明らかである方（奨学生本人を含む。）の納税証明書は不要です。

V. 世帯全員の住民票の写し（全部記載のもの）

奨学生と保護者が別居している場合は、両方の世帯全員の住民票を提出してください。

※納税証明書と住民票は市町村で発行しています。

所得額基準表

通学形態	世帯人数	基 準 額	
		国立又は公立の大学等に在学するもの	私立の大学等に在学するもの
自宅	2人	5, 9 3 8, 0 0 0	6, 4 1 5, 0 0 0
	3人	4, 8 5 8, 0 0 0	5, 5 3 3, 0 0 0
	4人	5, 5 7 8, 0 0 0	6, 1 5 4, 0 0 0
	5人	7, 4 1 0, 0 0 0	8, 4 7 0, 0 0 0
自宅外	2人	6, 3 6 1, 0 0 0	6, 8 7 0, 0 0 0
	3人	5, 4 6 1, 0 0 0	6, 0 7 3, 0 0 0
	4人	6, 1 0 0, 0 0 0	6, 5 8 0, 0 0 0
	5人	8, 3 5 0, 0 0 0	9, 4 1 0, 0 0 0

※自宅通学か自宅外通学か、国公立の学校か私立の学校か及び世帯人数によって基準額が変わります。

※世帯人数が6人以上の場合は別途ご相談ください。